

岡崎市保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金（以下、「本補助金」という。）は、市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）が行う、「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和6年1月25日こ成総第3号・こ支総第8号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）の別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（以下、「国要綱」という。）」第4に規定するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費に対し補助を行うことで、保育所等における性被害防止のための対策を講じることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第35条第4項の規定により設置された認可保育所をいう。

(2) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条の規定により市長が設置を認可した幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 小規模保育事業所

法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業を行う施設で、同法第34条の15第2項の規定により市長が認可したものをいう。

(4) 認可外保育施設

法第59条の2第1項の規定により届出がされている施設をいう。

(補助対象経費等)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費等は、次のとおりとする。

- (1) 補助の対象となる経費は、令和6年9月14日以降に実施した保育所等における性被害防止対策に係る設備等に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費とする。ただし、設備等の管理及び運用に要する経費を除く。

(2) 補助の対象となるカメラの設置にあたっては、国要綱第6の留意事項に留意するものであること。

(交付の対象外費用)

第4条 本補助金は、前条の規定に関わらず、次に掲げる事業は、補助の対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

(補助対象事業者)

第5条 本補助金の対象となる事業者は（以下「補助対象事業者」という。）、性被害防止対策に取り組む市内の保育所等の代表者とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された施設ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 以下のうち、最も少ない額を選定する。
 - ア 1施設あたりの基準額（100,000円）
 - イ 第3条に規定する補助対象経費の実支出額
 - ウ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- (2) (1)により選定された額に4分の3を乗じた額を交付額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市費補助金等交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼事業報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 設備等の設置前後の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場

合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (8) 補助対象事業者は、本補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 本補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付の決定及び額の確定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、書面により補助対象事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は、前条第2項の規定による通知を受理した場合にお

いて、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 市長は、第9条の規定による交付の決定及び額の確定をした補助金を補助対象事業者からの請求により交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかつたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

(調査)

第14条 市長は、補助対象事業者に対し、必要に応じて本補助金の執行状況について、説明若しくは報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を閲覧若しくは調査することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月14日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する